

質問回答

2020年2月6日

「(案件名) 南アジア・中央アジア地域先端 ICT 技術を用いたソリューションビジネス振興のための情報収集・確認調査」
(公示日:2020年1月22日/公示番号:19a00954)について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.16: 7. 調査内容 (6) (ア)	本邦招へいについて、1週間程度、各国5名程度との記載がございますが、対象3か国ともに同日程での招へいとなりますでしょうか。	対象3か国ともに同日程での招へいを想定しております。
2	P. 25: 5. 見積作成に係る留意事項 (2) 2) ②	カラチ市内での車輛はランドクルーザー・タイプとの指定、また日額単価の指定がございますが、当単価にはドライバー、燃料費等も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、含まれております。
3	P. 25: 5. 見積作成に係る留意事項 (3) 3)	「現地再委託費」の金額指定がございますが、当金額の計上は必須となりますでしょうか。(特殊雇人の雇用等で対応を想定する場合は、当該分の見積を独自に実施・計上してもよろしいでしょうか)	特殊傭人を検討している場合においても、見積書においては、現地再委託費として、指定している金額を定額計上してください。
4	P. 25: 5. 見積作成に係る留意事項 (4)	「本邦招へい支援に係る業務」、「現地視察プログラムに係る業務」の業務量が指定されておりますが、当業務量は実際の招へい/視察プログラム期間に加え、上記に伴う準備に要する業務量も含むとの理解でよろしいでしょうか。	業務量は実際の招へい/視察プログラム期間中の業務量であり、準備に要する業務量は含みません。
5	P. 26: 5. 見積作成に係る留意事項 (8)	「本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」との記載がございますが、「紛争影響国・地域」外での活動も含め、本件業務全体に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、適用されます。

1/28 回答済み		
6.	P. 25: 5. 見積作成に係る留意事項 (4)	<p>「本邦招へい支援に係る業務」、「現地視察プログラムに係る業務」の業務量がそれぞれ 0.70 人月、2.40 人月と指定されておりますが、これは全体の業務量の目途である約 22.6 人月には含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、約 22.6 人月のうちの現地業務分とは別に、現地視察プログラムのための現地訪問にかかる旅費(航空賃、その他)につきましても、2.40 人月の渡航分を計上することになりますでしょうか。</p>
1/29 回答済み		
7	P.25:5. 見積作成に係る留意事項 (2)	<p>「戦争特約保険料」について、「見積書とは別に見積もり金額を提示してください」との記載がございますが、本件調査の対象には「外務省海外安全情報レベル 3 以上」に該当する都市は含まれていないと理解しています(2020年2月5日時点)。プロポーザル提出時に「安全情報レベル」に変化がなければ、見積もりは不要という理解でよろしいでしょうか。</p>

以上